

## 宣命の呼称：続日本紀から三代実録まで

小野, 望  
筑紫女学園短期大学講師

<https://doi.org/10.15017/10514>

---

出版情報：文献探究. 9, pp.25-32, 1981-12-15. 文献探究の会  
バージョン：  
権利関係：

# 宣命の呼称

—— 続日本紀から三代実録まで ——

小野 望

宣命せんめいといえは、続日本紀所載のものを指すのが普通であるが、宣

命はこの六二詔だけではない。続日本紀以前の確実な宣命の資料は現存しないが、同時代及びそれ以後には、多くの資料を見ることが出来る。これらについては、個々引用されることはあつても、纏つて紹介されることは殆ど無い。しかし、かなりの長期間にわたつて連続的に存在する等質の資料であるだけに、國語資料として特殊な面と大きいが、魅力的なものである。

そこでまず、続日本紀に続くものとして、同じく國史に載せられた宣命と通覽することとした。本稿で取り扱うのは、次の二点である。注

1. 年代的、教量的な推移
2. 呼称の問題

1 (1)

各圖史所載の宣命の教は次の通りである。

|       |    |
|-------|----|
| 続日本紀  | 62 |
| 日本後紀  | 13 |
| 続日本後紀 | 36 |

文徳実録

31

三代実録

91

合計

233

右の教は、國史所載の宣命書きの文章のうち敬語を除いたものの教であり、省略されて一部分しか載録されていないものも一と教え、また、「誄」「祝詞」などの呼称を持つものも含んでいる。

この二三三の宣命が、天皇十五代（間に宣命の記録されない天皇が二人あるので、十七代にわたることとなる）文武元年（971）から仁和三年（987）まで、百九十年にわたつて現われるのである。

1 (2)

これを十年ごとの年表で示したのが表Iである。

十年単位で見ると、七〇年代・七三〇年代・八二〇年代を除き、宣命は概ね連続的に存在する。注3このうち八二〇年代は、日本後紀そのものが伝わっていない。日本後紀で現在する十四年間の記事の中に九年にわたつて宣命が存在することから見て、失われた八二〇年代の日本後紀には宣命が含まれていたものと思われる。

1 (3)

連続的に存在するとは言っても、その密度は一律ではない。たとえは純日本紀六二詔は、年数では約半令を占めるが、教では四分の一に過ぎない。こうした密度の差——純日本紀と日本後紀が特に位く、後け次第に高くなる。一年あたりの宣命の数は順に 0.7 0.9 2.0 3.4 3.0 —— について、二通りの解釈が可能である。

① 当時の宣命の数が、実際にこの傾向の通りであった。

② 実際の数はこれほど差はなかったのだが、国史による採録態度あるいは採録密度の差によって、このように形と示すこととなった。実際の宣命の数については、内容面、形式面を含めて検討し、推定するほかはないが、今のところこれほどの差は無かつたであらうと考えている。そこでたとすると、この差は各国史ごとの採録の仕方によって現われたということになる。

採録態度の方ほともかく、採録密度については、各国史の年数と介量との関係から、およその見当をつけることができると。

|       | 年数 | 介量 | 年数  | 介量 |
|-------|----|----|-----|----|
| 純日本紀  | 40 | 95 | 0.4 |    |
| 日本後紀  | 40 | 42 | 1.0 |    |
| 純日本後紀 | 20 | 18 | 1.1 |    |
| 文徳実録  | 10 | 9  | 1.1 |    |
| 三代実録  | 50 | 30 | 1.7 |    |

このようである、純日本紀と他の四国史の間に日記書の密度に差

のあることがわかる。つまり、純日本紀では採録されなかったような事柄が、他では採録されることのあるということがある。そして宣命にも同じことが言えるのではないだろうか。少なくとも、實際に発せられていた宣命の数は、八世紀と九世紀とで、今日国史に見られるほどの大きな差異は無かつたと考えられる。<sup>注5</sup>

2

次の問題として、これら宣命の国史中での呼称を取りあげる。宣命の直前に、「宣命に言わくし」詔として言わくしのような形で、宣命を導き出す部分があるが、それである。但し、ここには必ずしも呼称と言えらるような表詞が来るとは限らない。詔としてのような動詞として表わされるものもあるし、どちらとも取れる場合も多い。しかし、ここではほとんどもかく全てを扱ふこととした。<sup>注6</sup>

2 (1)

導入部として使用された表現は、次の如く非常に様々である。

|         | 詔日   | 奉詔奏(旨)日                         | 詔報日 |
|---------|--|---------------------------------|-----|
| 2 詔日    | 1 5 6 14 16 17 19 25 27 28 30 34 48 50 53 57 59 67 70 72 74 77 79 81 |                                 |     |
| 宣詔日     | 11 29 38 86 106 109 111 217  |                                 |     |
| 奉詔奏(旨)日 | 9 15   |                                 |     |
| 詔報日     | 10   |                                 |     |
|         |  | 147 150 202 204 212 226 227 229 |     |

|        |   |
|--------|---|
| 伝…詔宣日  | 18  |
| 詔…日    | 140   |
| 詔命日    | 190   |
| o 宣勅日  | 7 8 95 96   |
| 勅日     | 24 228  |
| 口勅日    | 26  |
| 勅      | 25  |
| C 宣命日  | 82 105 141 142  |
| 奉…宣命日  | 91 110 111  |
| 宣命其詞日  | 75  |
| 告…宣命   | 109   |
| o 宣制日  | 137 139 144 224 225   |
| 宣制其詞日  | 162   |
| e 告…日  | 71 78 98 104  |
| 十告文日   | 149 153 155 157 161 163 165 167 169 172 176 178 182 183 185 187 189 193 201 203 205 209 |
| 子策文日   | 112 119 124 126 132 145 156 171 177   |
| h 策命日  | 113 118 120 123 125 127 131 (133 136) 142 151 152 170 177 192 216 219                   |
| i 策日   | 233   |
| j 宣    | 13  |
| 受遺宣日   | 47  |
| 宣日     | 52  |
| o 宣日   | 80  |
| 林揚太政官宣 | 83  |

K 奉誅 68  
 誅日 88  
 祝詞尾日 220  
 I なし 12 51 84 85 102 103 104 166 179 181 184 186 210  
 右を a, s, l のようにケルニアに分けて、それをれ天皇の代ごとの敬で表を作る。(表II)

2 (2)

表IIにおいて先ず目立つのは「詔」が一貫して用いられることである。殊に、宣命の資料として名高い続日本紀は「詔」の専用時代と言っている。一方この「詔」は、漢文の詔勅の導入部としても一貫して使用されるものである。これによれば、漢文の詔勅と和文の宣命とで、少なくとも呼称の上での区別は本来無かったこととなる。これは呼称にとどまらず他の面でも同様で、両者の間には内容的な区別や役割分担、まして格の上下などといふものは無かったであろうと思われぬ。

しかし、平安朝に入ると、他の呼称が見え始め、「詔」の割合は次第に減少していく。

|       |       |     |
|-------|-------|-----|
| 続日本紀  | 55/62 | 89% |
| 日本後紀  | 10/13 | 77  |
| 続日本後紀 | 18/36 | 50  |
| 文徳実録  | 1/31  | 3   |
| 三代実録  | 13/91 | 14  |

表I

|      |    |    |    |       |    |    |    |      |    |    |    |      |    |    |    |    |   |   |   |   |   |    |
|------|----|----|----|-------|----|----|----|------|----|----|----|------|----|----|----|----|---|---|---|---|---|----|
| 8    | 7  | 6  | 5  | 4     | 3  | 2  | 1  | 0    | 0  | 9  | 8  | 7    | 6  | 5  | 4  | 3  | 2 | 1 | 0 | 7 | 6 | 西曆 |
| 0    | 0  | 0  | 0  | 0     | 0  | 0  | 0  | 0    | 0  | 0  | 0  | 0    | 0  | 0  | 0  | 0  | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7  |
| 16   | 41 | 29 | 39 | 21    | 12 |    |    | 6    | 5  | 2  | 5  | 11   | 21 | 10 | 7  |    | 4 |   | 3 | 1 |   | 宣命 |
| 光孝   | 陽成 | 清和 | 仁徳 | 仁明    | 清和 | 嵯峨 | 平城 | 桓武   | 光仁 | 称徳 | 淳仁 | 孝謙   | 聖武 | 元正 | 元明 | 文武 |   |   |   |   |   | 天皇 |
| 三代実録 |    |    |    | 續御成実録 |    |    |    | 日本後紀 |    |    |    | 続日本紀 |    |    |    | 国史 |   |   |   |   |   |    |

三代実録

\*A

\*B

表II

| 計        | 光孝    | 陽成      | 清和      | 文徳      | 仁明      | 嵯峨    | 平城 | 桓武     | 光仁 | 称徳 | 淳仁 | 孝謙 | 聖武    | 元明    | 文武 | 天皇<br>呼称 |      |
|----------|-------|---------|---------|---------|---------|-------|----|--------|----|----|----|----|-------|-------|----|----------|------|
| (3) 97   | 2     | 4       | 7       | 1       | (2) 18  | 4     | !  | (1) 5  | 3  | 10 | 20 | 2  | 10    | 6     | 2  | 2        | 詔 a  |
| 8        | 1     | 2       |         |         | 2       |       |    |        |    |    | 1  |    | 2     |       |    |          | 勅 b  |
| (6) 9    |       |         |         | (2) 2   | (4) 6   | 1     |    |        |    |    |    |    |       |       |    |          | 宣命 c |
| (2) 7    |       | 2       | 2       | (2) 3   |         |       |    |        |    |    |    |    |       |       |    |          | 宣制 d |
| (4) 4    |       |         |         |         | (3) 3   | (1) 1 |    |        |    |    |    |    |       |       |    |          | 告文 e |
| (4) 4    | (3) 3 | (12) 12 | (34) 34 |         |         |       |    |        |    |    |    |    |       |       |    |          | 告文 f |
| (5) 9    |       |         | 4       | (5) 5   |         |       |    |        |    |    |    |    |       |       |    |          | 策 g  |
| (11) 28  |       | 2       | 6       | (11) 20 |         |       |    |        |    |    |    |    |       |       |    |          | 策命 h |
| 1        | 1     |         |         |         |         |       |    |        |    |    |    |    |       |       |    |          | 策 i  |
| 6        |       | 1       | 1       |         | 2       |       |    |        | 1  | 1  |    |    |       |       |    |          | 宣 j  |
| (1) 3    |       | (1) 1   |         |         | 1       |       |    | 1      |    |    |    |    |       |       |    |          | 告文 k |
| (9) 12   |       |         | (6) 6   |         | (2) 4   |       |    |        | 1  |    |    |    | (1) 1 |       |    |          | 告文 l |
| (90) 233 | (3) 7 | (13) 24 | (40) 60 | (20) 31 | (11) 36 | (1) 6 | 1  | (17) 6 | 3  | 12 | 22 | 2  | 10    | (4) 9 | 2  | 2        | 計    |

\*C

\*D

\*E

\*A 称徳の宣命には 上皇時代のものを含まれた。

\*B ( )内は 神、仏、陵などへ宛てた宣命の数。

\*C h、策命の例中、文徳朝に4例、命、字に冠するのみも

のがある。

\*D i、宣のうち清和朝、陽成朝各1例は次の如くであ

て、本来「なし」に入れべき所だが、一応こちらに

含めた。

184 太政官宣ス... 20 太政官宣ス...

なお、85内侍宣ス... (仁明朝ナシの部) も入れるべきか。

オ、i、なしのうち清和朝6例は「告文」に続く「又曰」

であって、實際は「告文」に含めてよい。

この最も基本的な呼称である「詔」の減少とともに、宣命の内容にも大きな変化が現われて来る。

2 (3)

その変化——それは内容上のというよりは、宣命の兼せられる相手の変化であるが——とは、続日本紀には一例しか無かつた「神・倭」に宛てての宣命が次第に増加していくことである。

|     |     |     |     |
|-----|-----|-----|-----|
| 神   | 12  | 153 | 155 |
| 倭   | 71  | 78  | 84  |
| 173 | 200 | 203 | 207 |
| 222 | 222 | 222 | 223 |
| 198 | 183 | 185 | 186 |
| 188 | 189 | 193 | 199 |
| 201 | 205 | 206 | 208 |
| 209 | 211 | 213 | 218 |
| 221 | 230 | 232 | 168 |
| 67  | 89  | 117 | 118 |
| 120 | 123 | 126 | 128 |
| 134 | 137 | 142 | 149 |
| 158 | 160 | 167 | 169 |
| 172 | 174 | 176 | 176 |

|      |      |       |       |       |
|------|------|-------|-------|-------|
| 続日本紀 | 日本後紀 | 続日本後紀 | 文徳実録  | 三代実録  |
| 1/62 | 2/13 | 11/36 | 20/31 | 56/91 |
| 2%   | 15   | 31    | 65    | 62    |

この理由としては、実際に続日本紀時代には神仏関係（仮りにこう呼んでおく）の宣命が無かつたから、ということも考えられないわけではないが、恐らくそうではないだろう。神仏関係の宣命の内容は、即位などの報告であつたり、様々な祈願であつたり、瑞徴などに対する御札であつたりするのだが、続日本紀の唯一の例（第十

二詔）が、東大寺大仏用の黄金が陸奥に産したことを仏に謝するもので、後代のあるものと類似が見られる。これから見て続日本紀時代にもこれだけでなく、他の時代と同じように、事件の報告や祈願などの際に、神仏（宛てて宣命が発せられていたものと考えられる）のである。それが残されてないのは、実に前述の採録密度の差に原因があるのだろう。その中にある、第十二詔だけが採録されたに於いては、聖武天皇にとつてこの事件が特に重要だつたこと、神仏といつても、この時の相手が他に見られるような並の神祇などではないことなど、この詔の特殊性が理由として考えられる。

2 (4)

以上のように、神仏関係の宣命は（多少の増減はあつたであろうが）一貫して存在したと考えられるのだが、それ以外の宣命はというと、これも同様に一貫して存在する。こちらは始めから採録されていたのだし、国史の採録密度が上がつたからといつて、そう無限に増えていくものではないから、神仏関係の増加によつて、その全宣命中の割合が減少していくのは、むしろ当然のことである。しかし、実数の上ではやはり多少とも増加するはずだと思われる。そして、続日本後紀（仁明朝）では確かに増加しているのだが、それ以後は逆に減少していくのである。

① 神仏関係の宣命もそれ以外の宣命も、同じように一貫して存在

したのだが、文徳実録を境として採録態度が変わり、普通の（神  
仙以外の）宣命はあまり採録されないこととなった。

② 宣命の数のものが、普通の宣命において減少した。<sup>注8</sup>

この二者は段階の差こそあれ同じ理由から生じることである。すな  
わち、文徳実録を境に（①採録の際の意識として）②宣命作成の際  
の意識として）宣命がその役割を限定していったのではないか。同  
じ天皇のオホミコトの中で、漢文の詔勅は一般の事柄について、和  
文の宣命は神仏関係の場合にとりょうな役割分担がなつていて、  
たのではないだろうか。

宣命のこのような特殊化に際しては、表記形態を同じくする祝詞  
との互いの影響関係が大きな要素として働いたことと思われ。

2 (5)

さて、再び神仏関係の宣命に戻りその呼称を見ると、次のことが  
わかる。

① 「詔」は神仏関係には殆ど用いられない。僅かに日本後紀に一  
例（67石上大神へ、桓武朝）續日本後紀に二例（68神功皇后陵へ、  
89大物忌大神へ、仁明朝）見える。これは、他の神仏関係の呼  
称が確立されるまでの過渡期において、以前からの代表的な宣命  
の呼称である「詔」が借用された姿を示すものであろう。

② 續日本後紀と文徳実録では、神仏関係の宣命の呼称としてそれ  
ぞれ口種類の呼称が用いられている。これも前項同様、神仏関係

用の呼称が確立される前に、いくつかの呼称が模索された状態を  
示しているものと思われる。

③ 三代実録に至って、神仏関係の宣命の呼称は「告文」にはほぼ統  
一される。<sup>注9</sup>

嵯峨朝（71）仁明朝（78-81）に「告文」の例が見えるが、  
恐らくこのような形を経て「告文」という呼称が定着し、神仏関係  
用の代表として確立されていったのであろう。

3

以上、一分布、二呼称について国史所載の宣命を通覧したのであ  
るが、まとめると次のようになる。

1. 宣命はこの期を通じて、連続的に存在する。
2. その態度は一定ではなく、次第に増加する傾向にある。
3. 石は国史ごとの採録密度の差によって生じたものであって、  
実態の宣命の数量の直接的な反映とは言えない面がある。
4. 宣命の呼称は様々である。
5. 呼称の代表は「詔」であった。
6. 「詔」の割合の減少とともに、内容の変化が見られる。それは、  
神仏陵に対する宣命の増加であるが、これについて三項と同じ  
ことが言える。
7. 宣命は、漢文の詔勅に対して、次第にその役割を特殊化して、

8. 神仏聖徳の宣命の呼称は、過度的な状態を経て、「告文」に定着していった。

本稿は、ほとんど宣命それ自体には立ち入らず、その外側だけをとり扱ったのであるが、その中には、宣命の資料としての性格上重大な推移が表われたと思う。今後次第に宣命の内側へ入りながら、こころな事象を積み重ね、宣命の資料としての価値なり性質なりをより明らかにしたいと考えている。

### 注

1. 本稿は宣命の呼称を問題にするのであるから、これらも宣命と呼んでいくのは不適當なのであるが、習慣上、また便利の点からしばらくこれに従っておく。本稿では宣命とは、宣命書まじりの和文の証勅を指すこととする。

2. いろいろな面からの通覧が可能であるが、特にあまり扱われないう日本後紀以後の宣命について、その資料としての価値や性格の見当をつけるということも、当面の目標とした。その手掛りとして、最も形式的な部分から通覧をはじめることとし、本稿では宣命の外側について試みたのである。なお、続編としては、宣命の冒頭形式をとりあげて予定である。

3. もろろん、もっと細かい単位で見れば、即位や政変など事がある

る時に宣命も集中し、そうでない年には宣命が存在しないというような偏りがある。

4. この密度差はあくまでも数量的なものである。内容面を考慮に入れると、ほどの差を感じない。主観的な言い方であるが、たとえば続日本紀は一般に各宣命ごとの独自性が強く、一つ一つの存在感が強いのに対して、三代実録などは、あるいは一つの宣命が短かかったり、あるいは非常に形式的であつたり、ほとんど同じ内容表現の宣命が、宛先が違つただけで重複して載せられていたりする。しかし、内容の問題については、別の機会に考察したい。

5. 三代実録について、記事の採録密度はかなり上昇しているのに記載された宣命の一年当りの数は、少くてもはるが文徳実録より減少している。もしかすると、三代実録あたりから實際の宣命の数（なり重要性なり）がやや減少していったのかもしれない。そうだとすると、これは後述の内訛的变化と関連を持つものである。

6. 名詞として使つてあるものだけを取出してその推移を見ることの方が、呼称という問題としては厳密な方法であろう。しかし名詞の動詞かの区別が困難なものが多い。また、その動詞が能動として、ときかく三三三の宣命全部とその導入部分によつて通覧するといった点では、本稿の名詞動詞を区別しない方法も妥当であると考へる。

7. 数字は、続日本紀から三代実録までのすべての宣命に通し番号を与えた。その番号である。ちなみに、各回史所屬の宣命番号は次の通り。



續日本紀 15 62

日本後紀 63 75

純日本後紀 76 111

文徳実録 112 142

三代実録 143 233

8. ①も結局は②に落ち着くはずである。①のような採録者の意識は当然次の時代の宣命作成者の意識に影響して、②のような事態を招くはずだからである。

9. 三代実録において、「告文」以外で神仏関係であるのは、清和朝の「だし」とか陽成朝の「その他」一例である。このうち清和朝6例は、表Ⅱの注米オに記した如く、「告文」に続く「又曰」の形であるので、実際は「告文」と見なしてよい。また、陽成朝1例は「祝詞」である。この「祝詞(230)」については、本稿にて取り扱うべきかどうか迷ったが、内容形式など他の神仏関係のものとは異質がないので、「祝詞」も呼称の一つの種教として入れることとした。

10. 次の通り。

97 遣使告于柏原陵曰

98 鎮道(父名)等於柏原長岡二山陵、豫告可即位之状曰

99 和造(父名)等於嵯峨山陵、告廣皇太子状曰

100 遣中使告於柏原山陵曰

なる、次のようなものもある。

101 遣使告御病状於柏原山陵宣命曰

なお、本稿は、昭和五十六年十一月二十八日、第六回筑紫国語学談話会における発表「日本後紀以後の宣命について」を基とせず、改めたものである。

——筑紫女学園短期大学講師——